

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）【抜粋】

令和2年3月31日条例第60号〔第24次改正〕

北海道病院事業条例をここに公布する。

（管理者）

第5条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、北海道病院事業管理者とする。

（組織）

第6条 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、北海道道立病院局を置く。

（北海道病院事業推進委員会）

第7条 前条に定めるもののほか、病院事業の推進を図るため、北海道病院事業推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。
- (2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。
- (3) 管理者の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、特別の事項を審議調査させるため必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命する。

- (1) 医療に関する知見を有する者
- (2) 企業の経営に関する知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

9 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。